

## 第701回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成28年 11月 8日（火）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

- （1）日香港間AEO相互承認の実施について  
業務部 財 認定事業者管理官
- （2）高圧ガス保安法に係る他法令確認書類の取扱いについて  
業務部 金子統括審査官（通関総括第3部門）
- （3）関税及び輸入品に対する内国消費税等に課される加算税の見直しについて  
業務部 星野 統括審査官（通関総括第1部門）

### その他・連絡事項等

- ・電磁的記録（MSX業務）による申告関係書類の提出状況について  
業務部 星野統括審査官（通関総括第1部門）

次回開催予定日 平成28年12月6日（火） 12:00～  
開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室  
当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください  
公益財団法人日本関税協会横浜支部  
TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758  
E-mail: [bra\\_yokohama@kanzei.or.jp](mailto:bra_yokohama@kanzei.or.jp)

平成28年10月31日より

# 日香港間AEO相互承認

が実施されます。

1 日本のAEO輸出入者の皆様は、香港での輸出入手続においてAEO相互承認のメリットを受けることができます。

なお、日本のAEO輸出入者の皆様は、香港での輸出入手続において相互承認のメリットを受けるにあたり、特段の追加的作業等は要しません。

2 香港のAEO輸出入者と取引を行う日本の輸出入者の皆様は、以下の方法で、日本での輸出入手続において相互承認のメリットを受けることができます。

取引を行う相手方が香港のAEO輸出入者である場合には、香港のAEO輸出入者が保有する12桁コード(参考1)を相手方に確認し、日本での輸出入申告の際に、NACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に当該コードを入力して下さい。

【参考1：香港のAEO輸出入者が保有するコード(12桁)の体系】  
“HK”+登録年月(6桁)+連番(4桁)

日香港間のAEO相互承認の内容については、

[http://www.mof.go.jp/customs\\_tariff/trade/facilitation/ka20160823.htm](http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/facilitation/ka20160823.htm)

をご参照下さい。

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

東京税関	電話:03-3599-6343
横浜税関	電話:045-212-6125
神戸税関	電話:078-333-3071
大阪税関	電話:06-6576-3391
名古屋税関	電話:052-654-4169
門司税関	電話:050-3530-8312
長崎税関	電話:095-828-0126
函館税関	電話:0138-40-4254
沖縄地区税関	電話:098-862-9291



## 高圧ガス保安法に係る他法令確認書類の取扱いについて

### ◆写しにより他法令確認が可能となった法令

法 令	輸出	輸入
高圧ガス保安法	-	○

(参考)

○関税法基本通達の一部改正について (平成28年11月1日付 財関第1302号)	税関HP掲載
○高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて (平成28年11月1日付 財関第1300号)	税関HP掲載
○「高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いについて」の一部改正について (平成28年11月1日付 財関第1301号)	税関HP掲載
○平成28年11月1日から実施	

新旧対照表

【別紙】

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(他法令による許可、承認等の確認) 70—3—1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。 (1)～(4) (省略)  別表第1 (省略)  別表第2			(他法令による許可、承認等の確認) 70—3—1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。 (1)～(4) (同左)  別表第1 (同左)  別表第2		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ.～ホ. (省略)	(省略)	(省略)	イ.～ホ. (同左)	(同左)	(同左)
へ. 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	第3条((適用除外)) 第22条((輸入))	(1)第22条第1項及び一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第45条第3項((輸入検査の申請等))若しくは同規則第45条の2第1項((協会等が行なう輸入検査の申請等))若しくは同条第3項の規定により都道府県知事若しくは高圧ガス保安協会若しくは指定輸入検査機関が交付する「輸入検査合格証」又はその写し又は第22条第1項及び同規則第45条第1項に規定する「輸入検査申請書」の検査職員確認印欄に都道府県の受付印と検査職員名が押印された当該申請書又はその写し(当該申請書は、都道府県知事が輸入検査合格証の発行前に通関を認めても差し支えないと判断した場合に発行されるものである)	へ. 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	第3条((適用除外)) 第22条((輸入))	(1)第22条第1項及び一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第45条第3項((輸入検査の申請等))若しくは同規則第45条の2第1項((協会等が行なう輸入検査の申請等))若しくは同条第3項の規定により都道府県知事若しくは高圧ガス保安協会若しくは指定輸入検査機関が交付する「輸入検査合格証」又はその写し又は第22条第1項及び同規則第45条第1項に規定する「輸入検査申請書」の検査職員確認印欄に都道府県の受付印と検査職員名が押印された当該申請書又はその写し(当該申請書は、都道府県知事が輸入検査合格証の発行前に通関を認めても差し支えないと判断した場合に発行されるものである)

新旧対照表

【別紙】

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>留意する。）                      (2)輸入物品が同規則第46条第1項((検査を要しない輸入高压ガス))に規定する緩衝装置内における高压ガスである場合又は同条第2項第1号に規定する自動車用大型エアバッグガス発生器内における高压ガスである場合、同条第2項第2号に規定する自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における高压ガスである場合（自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものである場合を含む。）<u>、同条第2項第4号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下「相互承認水素自動車燃料用容器」という。）内における高压ガスである場合、同条第2項第5号に規定する航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に適合する容器（以下「航空法容器」という。）内における高压ガスの場合は</u>、前記(1)にかかわらず、各々同条第1項、第2項第1号又は第2号に規定する要件に合致していることを輸入者が確認した「緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し、「自動車用大型エアバッグ</p>		<p>留意する。）                      (2)輸入物品が同規則第46条第1項((検査を要しない輸入高压ガス))に規定する緩衝装置内における高压ガスである場合又は同条第2項第1号に規定する自動車用エアバッグガス発生器内における高压ガスである場合、同条第2項第2号に規定する自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における高压ガスである場合（自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものである場合を含む。）は、前記(1)にかかわらず、各々同条第1項、第2項第1号又は第2号に規定する要件に合致していることを輸入者が確認した「緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し、「自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し又は「自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書」等又はその写し</p>

新旧対照表

【別紙】

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
		<p>ガス発生器輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し又は「自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書」等又はその写し、<u>相互承認水素自動車燃料用容器については高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書又はその写しを確認、必要に応じて「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の基準の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成10年条約第12号）に付属する規則」に適合する記号が当該容器に施されているかを確認、航空法容器については輸出耐空証明書又はその写し又は航空機メーカーの部品表又はその写し等</u></p> <p>(3) 輸入物品が第3条第1項第8号及び高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号（適用除外）の規定に基づくエアゾール製品等である場合には、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成9年3月通商産業省告示第139号第4条に定める要件に合致していることの確認を行った本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者（当該製造者の</p>			<p>(3) 輸入物品が第3条第1項第8号及び高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号（適用除外）の規定に基づくエアゾール製品等である場合には、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成9年3月通商産業省告示第139号第4条に定める要件に合致していることの確認を行った本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者（当該製造者の</p>

新旧対照表

【別紙】

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
ト. (省略)	(省略)	<p>検査員を含む。)又は輸入者の作成した「試験成績書」又はその写し</p> <p>(注) 前記(2)において緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書、自動車用大型エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書が提出されない場合、<u>相互承認水素自動車燃料用容器については材料適合証明書が確認できない場合及び航空法容器については輸出耐空証明書又は部品表等の確認ができない場合</u>、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならない可能性があるので留意する。また、前記(3)において試験成績書が提出されない場合は、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならないので留意する。</p>	ト. (同左)	(同左)	<p>検査員を含む。)又は輸入者の作成した「試験成績書」又はその写し</p> <p>(注) 前記(2)において緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書、自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書が提出されない場合は、<u>は</u>、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならない可能性があるので留意する。また、前記(3)において試験成績書が提出されない場合は、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならないので留意する。</p>

# 関税及び輸入品に対する内国消費税等に課される 加算税の見直しが行われました



## 輸入者、通関業者の皆様へ

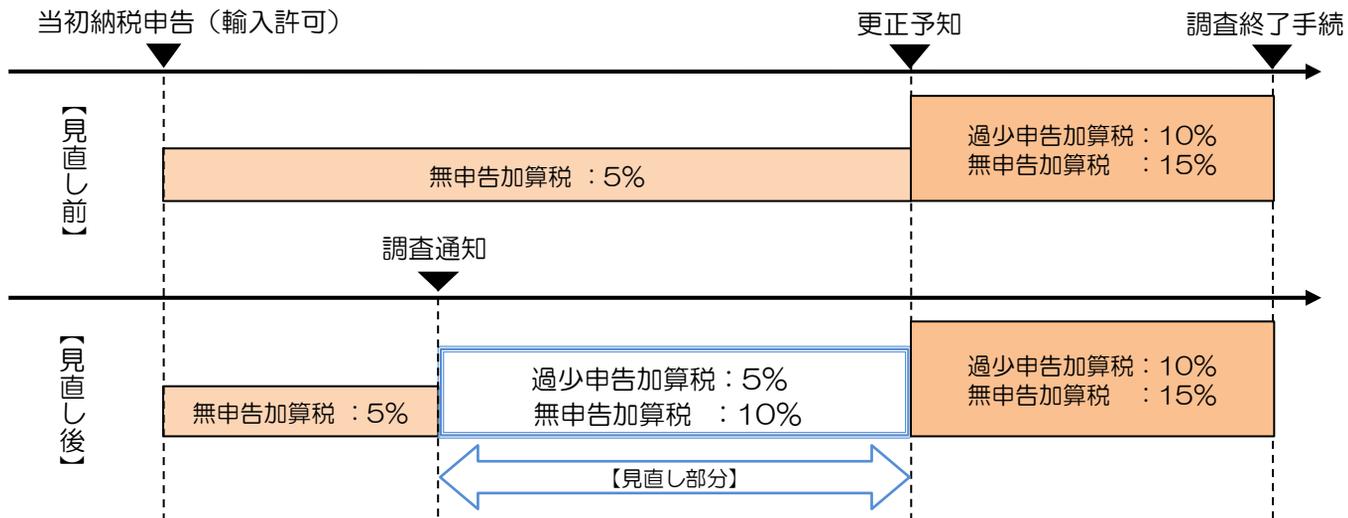
平成28年10月  
関税局・税関

平成28年度関税改正及び平成28年度税制改正により、平成29年1月1日以降に法定納期限が到来する関税及び輸入品に対する内国消費税等に課される加算税について、次のとおり見直しが行われました。

### 1. 調査通知日の翌日以後に修正申告等を行った場合の過少申告加算税等

当初納税申告の適正化と自主的な修正申告の履行を高める観点から、税関からの調査通知日の翌日以後、更正予知前に修正申告等が行われた場合は、5%の過少申告加算税又は10%の無申告加算税が課されることとなります。

修正申告等により課されることとなる過少申告加算税等の税率



### 2. 無申告加算税及び重加算税の加算措置

意図的に無申告又は隠蔽・仮装を繰り返す悪質な行為を防止し、適正な納税申告の履行を確保する観点から、同一の税目について過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課されたことがある輸入者（納税義務者）に課される無申告加算税及び重加算税については、10%の割合が加算されることとなります。

同一の税目について過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課されたことがある輸入者（納税義務者）に課される無申告加算税及び重加算税の税率

【見直し前】		【見直し後】
無申告加算税	⇒ 15%	無申告加算税 ⇒ 15% + 10%
重加算税（過少申告）	⇒ 35%	重加算税（過少申告） ⇒ 35% + 10%
重加算税（無申告）	⇒ 40%	重加算税（無申告） ⇒ 40% + 10%

(注1) 修正申告等が行われた場合、その内容等を確認するために、輸入事後調査部門の担当者から輸入者又は通関業者の担当者に連絡することがあります。

(注2) 過少申告加算税の額については、修正申告等に基づき納付すべき関税等の額が当初申告に係る税額と50万円のいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する額について5%の過少申告加算税が加算されます。

また、無申告加算税の額については、期限後特例申告等に基づき納付すべき関税等の額が50万円を超えるときは、その超える部分に相当する額について5%の無申告加算税が加算されます。

Q1 今回の加算税の見直しにより、平成28年12月31日以前に法定納期限が到来する関税及び輸入品に対する内国消費税等に課される過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の税率に変更はありますか。

A1 平成28年12月31日以前に法定納期限※が到来する関税及び輸入品に対する内国消費税等については、加算税の見直し前の税率により過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税が課されることとなります。

※ 法定納期限とは、関税法第12条第9項に規定する輸入の許可の日、納期限延長制度の利用により延長された期限等です。

Q2 税関からの調査通知はどのような方法で行われますか。

A2 調査通知は、税関の輸入事後調査部門から輸入者（納税義務者）に対して、調査の対象となる税目、調査の対象となる期間及び調査を行う旨を電話等により通知して行います。

Q3 調査通知の翌日以後、更正予知前に当初申告に係る修正申告を行った場合、その調査通知を受けた輸入者（納税義務者）に係るすべての関税及び輸入品に対する内国消費税等について、5%の過少申告加算税が課されますか。

A3 今回の加算税の見直しにより、調査通知日の翌日以後、更正予知前に当初申告に係る修正申告を行った場合に5%の過少申告加算税が課されることとなるのは、次の①及び②の両方に該当する関税及び輸入品に対する内国消費税等です。

① 輸入の許可の日が、調査通知に基づく調査の対象期間であるもの

② 上記①のうち、税関からの調査終了通知又は税関による調査結果の説明に基づく修正申告等が行われていないもの

Q4 調査通知日の翌日以後、更正予知前に修正申告を行った場合に課される5%の過少申告加算税については、調査通知日以前に税関に対して当初申告に係る修正申告に関する相談又は修正申告入力控の提出を行っていた場合も、課されますか。

A4 今回の加算税の見直しにより、調査通知後、更正予知前に当初申告に係る修正申告が行われた場合は、5%の過少申告加算税が課されることとなります。

このため、調査通知日以前に税関に当初申告に係る修正申告に関する相談又は修正申告入力控の提出を行っていた場合であっても、調査通知日の翌日以後、更正予知前に修正申告を行ったときは、5%の過少申告加算税が課されることとなります。

## <連絡先>

税関	業務部		調査部	
函館税関	統括審査官部門	0138-40-4256	特別関税調査官	0138-40-4274
東京税関	通関総括第1部門	03-3599-6337	特別関税調査官（調査第1担当）	03-3599-6387
横浜税関	通関総括第1部門	045-212-6150	特別関税調査官（調査第1担当）	045-212-6146
名古屋税関	通関総括第1部門	052-654-4085	特別関税調査官（調査第1担当）	052-654-4186
大阪税関	通関総括第1部門	06-6576-3313	特別関税調査官（調査第1担当）	06-6576-3338
神戸税関	通関総括第1部門	078-333-3086	特別関税調査官（調査第1担当）	078-333-3111
門司税関	通関総括第1部門	050-3530-8367	特別関税調査官	050-3530-8382
長崎税関	統括審査官部門（総括担当）	095-828-0126	特別関税調査官	095-828-8698
沖縄地区税関	通関総括第1部門	098-862-9291	統括調査官	098-862-9738

※ 今回の加算税の見直しにつきまして、不明な点等がございましたら各税関の担当までお問い合わせください。

## 横浜税関管内の申告添付登録(MSX業務)利用状況

### 輸出

申告年月	区2,3 添付割合
2015年1月	62%
2015年2月	63%
2015年3月	72%
2015年4月	87%
2015年5月	87%
2015年6月	87%
2015年7月	82%
2015年8月	85%
2015年9月	91%
2015年10月	92%
2015年11月	93%
2015年12月	92%
2016年1月	93%
2016年2月	93%
2016年3月	94%
2016年4月	93%
2016年5月	93%
2016年6月	93%
2016年7月	95%
2016年8月	94%
2016年9月	97%
2016年10月	97%

### 輸入

申告申請年月	区2,3 添付割合
2015年1月	63%
2015年2月	63%
2015年3月	63%
2015年4月	69%
2015年5月	71%
2015年6月	71%
2015年7月	72%
2015年8月	73%
2015年9月	76%
2015年10月	76%
2015年11月	78%
2015年12月	80%
2016年1月	81%
2016年2月	80%
2016年3月	80%
2016年4月	83%
2016年5月	83%
2016年6月	83%
2016年7月	84%
2016年8月	84%
2016年9月	85%
2016年10月	85%

### 2016年10月の内訳

海上	97%
航空	97%

### 2016年10月の内訳

海上	85%
航空	93%

### 【参考】 2016年9月の各税関添付割合(海上)

輸出	
東京	67%
横浜	97%
神戸	93%
大阪	91%
名古屋	87%
門司	97%
長崎	93%
函館	95%
沖縄	88%
合計	90%

輸入	
東京	78%
横浜	85%
神戸	88%
大阪	88%
名古屋	84%
門司	91%
長崎	93%
函館	92%
沖縄	87%
合計	84%